

鉱山特別表彰規程

1. 目的

鉱山保安確保にたゆまぬ努力を傾注し、災害減少に対する努力が顕著な鉱山及び鉱害防止に貢献した者を表彰し、もって鉱山の保安意識の高揚と保安確保の一層の推進を図る。

2. 表彰の種類

- (1) 無災害特別表彰
- (2) 無死亡特別表彰
- (3) 鉱害防止特別表彰

3. 対象鉱山・対象者

- (1) 常時操業を行っている鉱山。
- (2) 常時坑廃水を処理している鉱山（休廃止を含む）においてその業務に従事している者。

4. 表彰の要件

- (1) 次に該当するとき
 - 無災害特別表彰
軽傷以上のり災者が、連続してか働延50万時間（以後は、25万時間ごと）、又は10年（以後は、5年ごと）発生しなかったとき。
 - 無死亡特別表彰
死亡者又は同時に軽傷以上のり災者5人以上を生じた災害が、連続してか働延500万時間（以後は250万時間ごと）発生しなかったとき。
 - 鉱害防止特別表彰
坑廃水処理業務に連続して10年以上（以後は5年ごと）従事し、適切な管理成績を有する者。
- (2) (1)に該当する場合であっても、次に該当する場合は一定の期間について表彰しない。ただし、無災害の記録は継続するものとする。
 - 重大な法規違反（戒告書の交付又は送致）等の保安問題及び社会的影響の大きい鉱害問題が発生した場合は、発生してから5年間。
 - 上記以外で、鉱山保安法施行規則第46条第1項表の上欄に掲げる災害、事故その他の事象（第1項第4号及び18号の自然災害等を除く）が発生した場合、発生してから1年間。
 - 監督部からの命令書等を受けた場合は、改善が完了するまでの間。

5. 上申の方法

無災害、無死亡特別表彰は様式1、鉱害防止特別表彰は様式2による。

6. 表彰の決定

該当鉱山の上申、または関係課の推薦により、九州産業保安監督部長が決定する。

7. 表彰の時期

表彰決定後、遅滞なく行う。

附則

1. 対象期間の適用は、昭和49年7月1日以降とする。
2. この規程は平成17年4月1日から施行する。

鉋山特別表彰上申書

表彰の種類 鉋害防止特別表彰

ふりがな 鉋 山 名	
ふりがな 鉋業権者名	
鉋業代理人名	
ふりがな 鉋害防止事業従事者名	
従 事 期 間	自 年 月 日 年 月 間 至 年 月 日
鉋害問題の 有 無	有 無 (該 当 に 印)

平成 年 月 日

九州産業保安監督部長 殿

鉋業権者又は鉋業代理人名

⑩

